大阪市廃棄物減量等推進審議会
第３回 手数料あり方検討部会 資料

○ 第２回部会の整理と第３回部会の論点 ・・・・・ 1
○ ごみ手数料における数量の認定 ・・・・・ 2
○ 事業系有料指定袋制度のイメージ ・・・・・ 4
○ 指定袋制度のメリット・デメリット ・・・・・ 5
○ 事業系有料指定袋制度の事例（神戸市） ・・・・・ 6
○ 排出量10㎏未満事業所の取扱い ・・・・・ 8
○ 直営収集と手数料のかかわり ・・・・・ 9

第2回部会の整理と第3回部会の論点

１．第2回部会の整理

適正な処理手数料についての検討

〇ごみ処理手数料の法的根拠（地方自治法第二百二十七条や排出者責任からの検討）
→ 処理原価を基準としながら、役務の提供から受ける利益や政策の効果等を勘案して料金設定することも可能と思われる

〇平成19年度の処理原価（本市における原価の算定方法、他都市との比較）
・原価については、その計算方法や他都市との比較から見て、手数料設定の基準として概ね妥当である
・原価に基づいて手数料を設定する際には、事業の効率化、特に処理処分コストの削減が前提条件として求められる

〇処理原価をあてはめた場合の手数料の試算
→（排出者が「重量」と「容積」のどちらで手数料水準を認識しているかは不明だが）処理手数料の徴収は「重量」が基本

〇他都市における手数料改定とごみ減量の状況、手数料改定によるごみ減量効果の試算
・他都市の事例からは、手数料改定以外の減量施策との併用が（ごみの減量に関しては）効果的である
・「重量」と「容積」のどちらを排出者が認識しているかによって、手数料改定によるごみ減量効果は異なってくる
・現実にごみを減らすためには、リサイクルルートの確保も同時にやらないと減量に向けた全体の同意は得られにくい

〇その他
・事業系ごみの組成分析の結果からは、現行の1/3比重換算を続けるのは適切ではない

２．第3回部会以降の論点

〇ごみ処理手数料における「数量の認定」方法

〇手数料の徴収方法（排出事業者負担の徹底→事業系「有料指定袋」の検討）

〇排出量10kg未満事業者の取扱い

〇その他

ごみ処理手数料における数量の認定

○「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

（一般廃棄物処理手数料）

第３０条　本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次表〔略〕に定める手数料を徴収する。

２　前項の手数料の算出の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

３　前２項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

○「ごみ等有料処理事務取扱要領」（昭和47年4月1日、最近改正 平成18年9月）

（認定方法）

第２条　条例第３０条第２項の規定により市長が行う数量の認定は、次の方法によるものとする。

種　別	取扱区分	認定方法
一般廃棄物	①１月以上継続する処理 ②臨時の処理	平均比重１／３として算出する。 具体的には、ポリ容器(45ﾘｯﾄﾙ)15kg 中継かご(90ﾘｯﾄﾙ)30kg を基準として処理量を認定する。 ただし、燃えがら、がれき等の重量物については、平均比重４／３として算出する。
	③焼却、埋立処分	計量器によるものとする。

備考：処理とは、収集、運搬及び処分の一連の業務をいう。

○「家庭ごみ組成分析調査結果」（平成１８年２月・１１月）

			18年11月　調査			18年2月　調査			平均比重
			重量(kg)	容積(ﾘｯﾄﾙ)	比重	重量(kg)	容積(ﾘｯﾄﾙ)	比重	
普通ごみ…①			17,521.81	140,921	0.12	16,622.27	118,755	0.14	0.13
うち	分別収集対象物…②		1,667.84	42,217		1,519.75	36,785		
		資源ごみ対象物	413.39	4,828		367.19	3,587		
		容器包装プラ対象物	1,254.45	37,389		1,152.56	33,198		
	その他資源化可能物…③		4,209.94	46,403		3,894.23	37,940		
①－②			15,853.97	98,704	0.16	15,102.52	81,970	0.18	0.17
①－②－③			11,644.03	52,301	0.22	11,208.29	44,030	0.25	0.24

※　その他資源化可能物は、分別収集対象物を除く、プラスチック類、金属類、ガラス類、紙類、繊維類のうち、再資源化が可能な品目の合計を示す。

0.2

○ 他都市の状況

都市名	比重
札幌市	0.217
千葉市	0.2
名古屋市	0.2
神戸市	0.2
広島市	0.235

＊手数料からの推計値

・資源化可能物の分別により比重は大きくなる。
・他都市においても、０．２（5分の1）程度のところが多い。

事業系有料指定袋制度のイメージ

○ 現　行

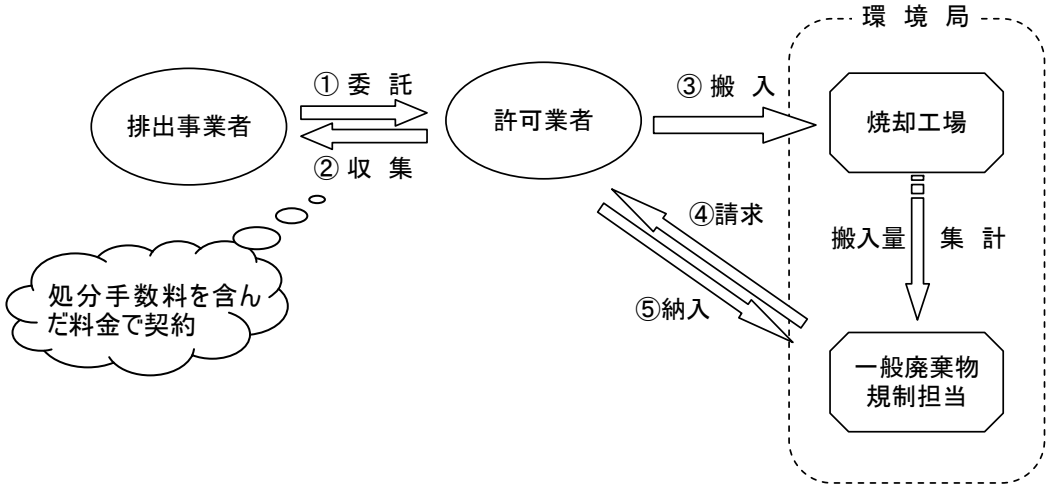

○ 指定袋制度

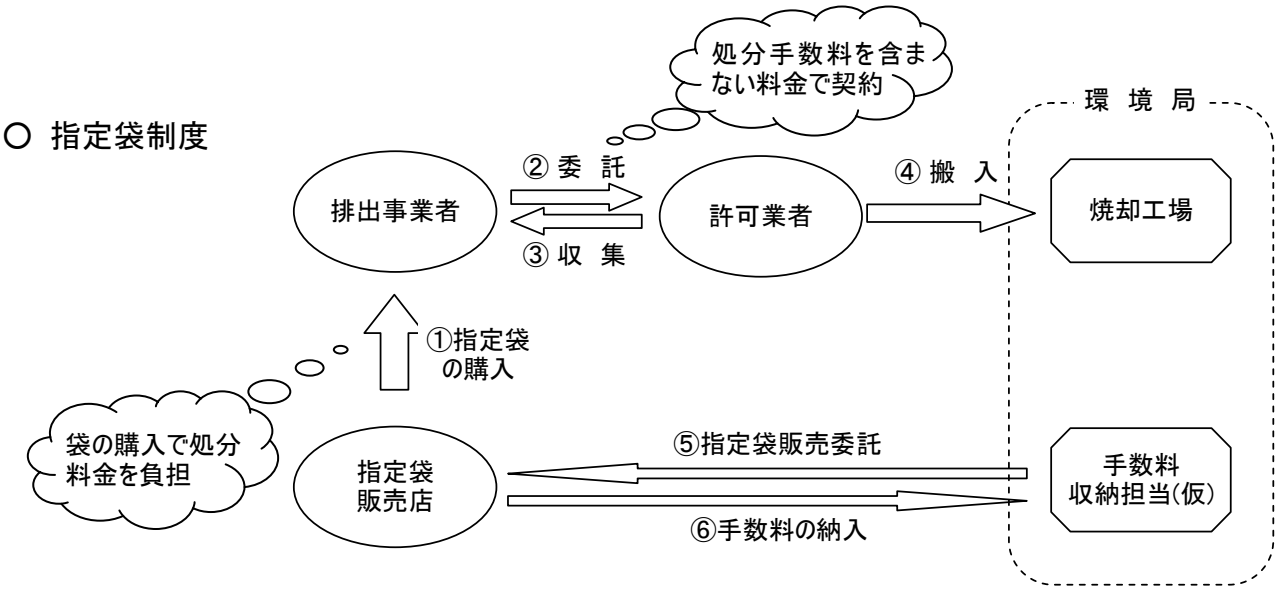

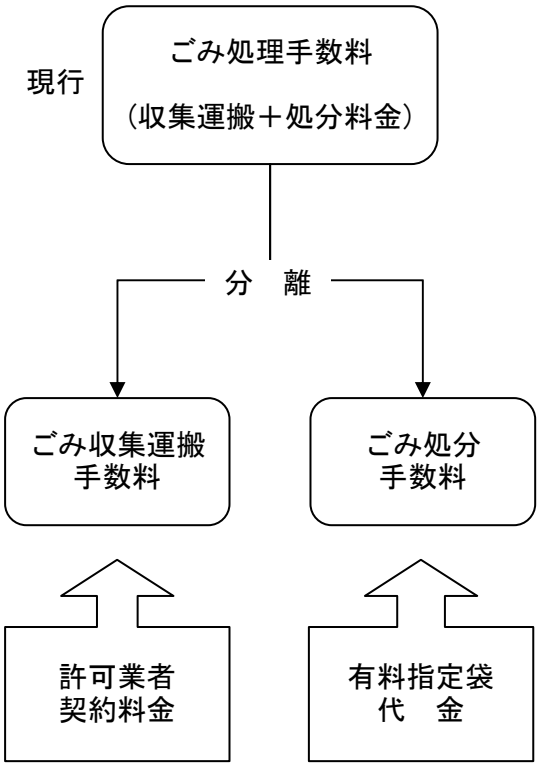

※ 処分料金を上乗せした有料指定袋制度を導入している都市･･･２都市
- 神戸市（１９年４月実施）
- 広島市（１７年１０月実施）

指定袋制度のメリット・デメリット

○ メリット

① 排出事業者が支払う処分料金が明確になる。

② 排出者のごみ減量に対する意識づけの促進。

③ 許可業者は、処分料金改定時に契約料金への転嫁が不要。

○ デメリット

① 指定袋を使用しない不正搬入が懸念される。

② 機械式ドラム型ごみ貯留排出装置による保管の場合、指定袋使用の確認が困難。

③ 指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱いの検討が必要。

④ 許可業者が収集しているアパート・マンションの取り扱いの検討が必要。

・工場ピットに投入された場合、適正に袋が使われているかどうか確認できない。また、ごみドラム等の場合、袋が破れてしまうので、使用の確認が難しい。

搬入検査・ダンピングチェックの強化

・ごみが大きく袋に入らない場合や、ごみの集積過程が人手を介さず機械処理されて貯留される場合などの対応を要する。

・事前申請・承認により対応（直接or許可業者経由）
・搬入重量に応じた料金請求（直接or許可業者経由）
・指定袋排出との混載不可

・一般家庭に処分料金を求めることになり、理解が得にくい。
・指定袋を適用しない場合、事業系ごみと混載になり、不正搬入の要因となる可能性がある。

・神戸市：許可業者の収集するアパートマンションも指定袋制を適用。
（排出者の意思による選択。直営への誘導を図ってる。）
・広島市：アパート・マンションは制度の適用外。許可業者を通じた料金徴収（契約料金に処分料金込み）を継続している。有料指定袋制の適用されるごみとの混載は認めない。（ダンピングチェックで持ち帰りを指導して徹底。）

事業系有料指定袋制度の事例（神戸市）

○ 指定袋の価格

※比重を０．２として、容積換算し、袋の作成実費等を含んで価格を決定。

	可燃	不燃	粗大	資源
30ﾘｯﾄﾙ袋	57(48)円	69(60)円	93(84)円	19(10)円
45ﾘｯﾄﾙ袋	84(72)円	102(90)円	138(126)円	27(15)円
70ﾘｯﾄﾙ袋	131(112)円	159(140)円	215(196)円	42(23)円
90ﾘｯﾄﾙ袋	169(144)円	－	－	－

※1. 指定袋1枚あたりの価格(ｶｯｺ内は処分費用)
※2. 資源の対象品目は、空き缶・空きびん・ペットボトル

○ 指定袋の例外（市規則に明記）

例外規定の対象

一般廃棄物処理計画に定める分別が適正に行われた事業系一般廃棄物。

① ごみが大きく指定袋に入らない場合。（１辺50㎝以上）

② 分別区分が同一の単一(ごみの種類)かつ多量(車両１台分)で、改めて袋に入れることが著しく環境負荷を増大させる場合。剪定枝・廃棄野菜など

③ ごみの集積･貯留が、人手を介さず機械的処理によるため、袋に入れられない場合。道路機械清掃ごみなど

④ 排出・収集過程において、プライバシー保護等のため特段の事情を有する場合。機密文書など

○ 指定袋の販売場所

ホームセンター・スーパー・コンビニ・小売店及び一般廃棄物収集運搬業者

○ 減量効果（事業ごみ排出量）

１８年度（導入前年度）　２８．８万ﾄﾝ

⇩ 約８万ﾄﾝ(約28%)の減少

１９年度（導入年度）　２０．８万ﾄﾝ

※ 手続き

搬入の３日前までに、許可業者を通じて市の事前承認が必要（搬入する処理施設ごとに申請）。

同一排出場所から同一の廃棄物が経常的に排出される場合で、年間（または１年以下の一定期間）通して同一の処理施設に搬入する場合には、申請者（許可業者）は年間搬入（または１年以下の一定期間）について一括して申請し承認を得る。

＊ ①の場合は不要

○ 重量による場合の処分手数料(10kgごと)

焼却	埋立	破砕	選別
80円	100円	140円	40円

【　参　考　】

○ 広島市の指定袋の価格

サイズ	可燃ごみ	不燃ごみ
10ﾘｯﾄﾙ袋	23円	－
30ﾘｯﾄﾙ袋	69円	－
45ﾘｯﾄﾙ袋	104円	63円
70ﾘｯﾄﾙ袋	161円	98円
90ﾘｯﾄﾙ袋	208円	126円

※　紙類・金属類・ガラスびん類・ペットボトルは民間ルートへ
（ 紙類は、市資源選別施設での受入も可　６９円/10kg ）

※　大型ごみは、搬入重量で計算　９８円/10kg

○ 本市の場合の試算

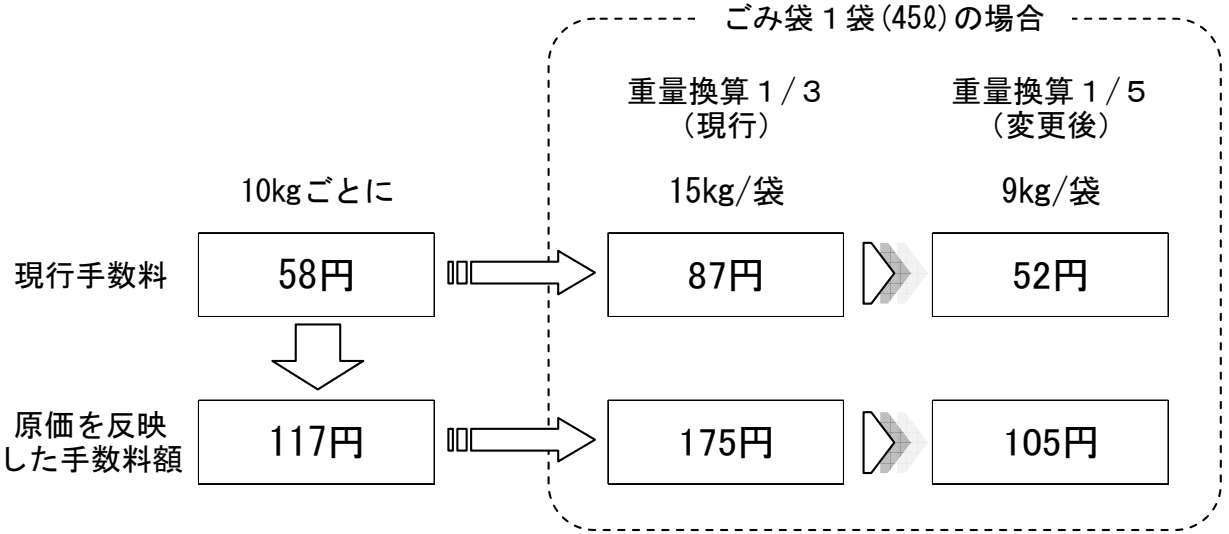

排出量10kg未満事業所の取扱い

排出者責任を確保するため
家庭系・事業系は
明確に区分すべき

事業系ごみについては、事業者自らに処理責任があり、少量であっても排出事業者の負担を求める必要がある。

事業系については、１０ｋｇ未満無料規定を廃止することが望ましい。

１０kg未満排出事業所

82,000件
87,000t/年
（平成18年度調査）

単独事業所

45,000件　52,000t/年
平均排出日量　3.1kg/件

排出されるもの
すべて事業系

料金の負担を求める。

住居併設事業所

37,000件　35,000t/年
平均排出日量　2.8kg/件

家庭系と事業系を
分離排出

事業系部分は料金の負担を求める。

・少量排出事業者を直営で有料収集する場合 、最大８万件を超える新たな調定･徴収事務が発生する。（事務手続き上の課題）
・契約や料金の支払方法について、簡潔なしくみが必要。

現実的には、分離排出について、収集段階のチェックは困難な場合が多い。（家庭系にも事業系にも同じものがある。）

※ 分離し難いごみを条件付(無料範囲の設定)で収集するか否か。

【参考】

札 幌 市	合わせて1日平均40ﾘｯﾄﾙ以下・事業系の排出量の認定困難な場合は市で無料収集
横 浜 市	家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満または事業系3kg未満の場合は、市で無料収集
北九州市	区分が難しく排出量家庭並みの場合は混合排出で市収集

直営収集と処理手数料のかかわり

○ 処理手数料の上限規定

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（一般廃棄物処理業）

第七条１２　第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

市町村が直営（委託を含む）で行う一般廃棄物処理事業に関し手数料を定めた場合、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に市町村住民に不公平をきたさないように料金の最高額を定めたもの。【「廃棄物処理法の解説」（財）日本環境衛生センター発行 】

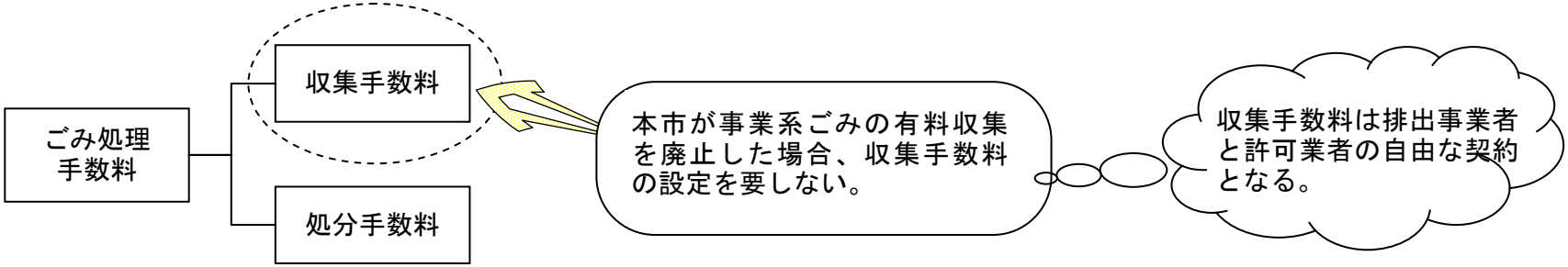

【 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について 】　昭和47年5月18日環整第29号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答

「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない。なお、このことについては、市町村における許可業者が一社であろうと、数社であろうと同様である。」